

3 運営管理業務の全部又は一部を行う確定拠出年金運営管理機関が欠けることとなるときは、事業主は、当該全部若しくは一部の運営管理業務を承継すべき確定拠出年金運営管理機関を定めて、当該運営管理業務を委託しなければならない。

4 事業主は、第一項の規定により確定拠出年金運営管理機関に運営管理業務の全部又は一部を委託した場合（第二項の規定により再委託した場合を含む。）は、少なくとも五年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、確定拠出年金運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に関し必要な事項は、政令で定める。
(資産管理契約の締結)
第六条 事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

一 信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）、信託業務を営む金融機関又は企業年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約

二 生命保険会社（保険業法（平成七年法律第一百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方とする生命保険の契約

三 農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）を相手方とする生命共済の契約

四 損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方とする損害保険の契約

2 前項各号に規定する者は、正当な理由がある場合を除き、同項各号に掲げる契約（以下「資産管理契約」という。）の締結を拒絶してはならない。

3 資産管理機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に資産管理契約の相手方となるべき業所でなくなつたときは、事業所でなくなつたとき。

者を定めて、資産管理契約を締結しなければならない。

4 資産管理契約が解除されたときは、当該解除された資産管理契約に係る資産管理機関は、速やかに、当該資産管理契約に係る積立金を事業主が定めた資産管理機関に移換しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、資産管理契約の締結に關し必要な事項は、政令で定める。
(企業型年金加入者等)
第二節 企業型年金加入者等

第六条 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者は、企業型年金加入者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかるわらず、企業型年金加入者としない。

一 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めた場合における当該資格を有しない者

二 企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者

三 第十条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金加入者とする資格を有する者は、第九条の規定にかかるわらず、その者の選択する一の企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者としないものとする。

2 前項の選択は、その者が二以上の企業型年金加入者となる資格を有するに至つた日から起算して十日以内にしなければならない。

3 第一項に規定する者は、同項の選択をしたときは、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至つた日にさかのぼって、その選択した一の企業型年金の企業型年金加入者でなかつたものとする。

4 第一項に規定する者が同項の選択をしなかつたときは、その者は、政令で定めるところによつたときは、その者は、政令で定めるところによつたとき。

3 第二項に規定する者は、前項各号に掲げる企業型年金運用指図者は、次に掲げる者に該当するに至つたときは、当該至つた日（第三号に該当するに至つたときは、当該至つた日）に、企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

2 一 死亡したとき。

3 二 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなりたときは。

4 三 当該企業型年金の企業型年金加入者となつたとき。

5 四 第二項の規定は企業型年金運用指図者の資格について、前項の規定は企業型年金運用指図者である期間（以下「企業型年金運用指図者期間」という。）を計算する場合について準用する。

（通知等）

6 第十六条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する企業型年金の企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項を当該企業型年金の企業型年金加入者等に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（以下「企業型記録関連運営管理機関」という。）に通知しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあつては、この限りでない。

7 第十四条 企業型年金加入者である期間（以下「企業型年金加入者期間」という。）を計算する

四 第一号等厚生年金被保険者でなくなつたとき。

五 企業型年金規約により定められている資格を喪失したとき。

六 企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者となつたとき。

（企業型年金加入者の資格を得喪にする特例）

第七条 同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者は、第九条の規定にかかるわらず、企業型年金加入者としない。

2 第十五条 次に掲げる者は、企業型年金運用指図者とする。

一 六十歳以上の企業型年金加入者であつて、第十一条各号（第一号及び第三号を除く。）に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失したもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）

2 二 企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有するもの

3 三 企業型年金運用指図者は、次に掲げる者に該当するに至つた日（第三号に該当するに至つたときは、当該至つた日）に、企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

2 一 企業型年金運用指図者は、前項各号に掲げる者に該当するに至つたときに、企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

2 二 企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

2 三 企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

2 四 企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

2 五 企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

2 六 企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

2 七 企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

2 八 企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

2 九 企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

2 十 企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

2 十一 企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

2 十二 企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

2 月の前月までをこれに算入する。

場合には、月によるものとし、企業型年金加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 企業型年金加入者の資格を喪失した後、再びもとの企業型年金加入者の資格を取得した後、再び取得した者については、当該企業型年金における前後の企業型年金加入者期間を合算する。

（企業型年金運用指図者）

(政令への委任)
第五十四条の七 第五十四条から前条までに定めるもののほか、企業型年金の資産管理機関への資産及び脱退一時金相当額等並びに確定給付企業年金の資産管理運用機関等、企業年金連合会及び機構への個人別管理資産の移換に関する必要な事項は、政令で定める。

第三章 個人型年金

第一節 個人型年金の開始

第一款 個人型年金規約

(規約の承認)

第五十五条 連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 連合会の名称及び所在地

二 第六十条第一項の規定により委託を受けた確定拠出年金運営管理機関(同条第三項の規定により再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む)の名称及び住所並びにその行う業務

三 個人型年金加入者及び個人型年金運用指団者(以下「個人型年金加入者等」という。)による確定拠出年金運営管理機関の指定に関する事項

四 個人型年金加入者が拠出する掛金(以下「個人型年金加入者掛金」という。)の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

四の二 中小事業主(企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であつて、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が三百人以下のものをいう。以下この章において同じ。)が第六十一条の二第一項の規定により掛金を拠出する場合にあっては、当該掛け金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

五 運用の方法の提示及び運用の指団に関する事項

五の二 第七十三条において準用する第二十三條第一項の規定により運用の方法を提示することとする場合にあっては、指定運用方法の提示に関する事項

五の三 第七十三条において準用する第二十六條第一項の規定により運用の方法を除外する

こととする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

六 個人型年金の給付 (第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者(当該移換された日以後に企業型年金加入者の資格を取得した者又は個人型年金運用指団者を除く。第七十三条の二及び第一百十三条第一項において「連合会移換者」という。)に係る給付を含む。次条第一項第四号において同じ。)の額及びその支給の方法に関する事項

七 個人型年金の実施に要する事務費の負担に 関する事項

八 その他政令で定める事項

(承認の基準等)

第五十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第二項各号に掲げる事項が定められていること。

二 提示される運用の方法の数及び種類については、第七十三条において準用する第二十三条第一項及び第二項の規定に反しないこと。

三 個人型年金加入者等による運用の指団は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。

四 個人型年金の給付の額の算定方法が政令で定める基準に合致していること。

五 その他政令で定める要件

第六十条 連合会は、政令で定めるところにより、運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による委託に係る契約の締結を拒絶してはならない。

3 確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

4 前三项に定めるものほか、運営管理業務の委託に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務の委託)

第六十一条 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。

一 次条第一項の申出の受理に関する事務

二 第六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の届出の受理に関する事務

三 積立金の運用に関する事務

四 積立金の管理に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務

五 その他厚生労働省令で定める事務(個人型年金加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛け金の額が第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることの確認に関する事務を除く。)

2 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかるわらず、前項第一号、第二号及び第五号(厚生労働省令で定める事務に限り、第五号に掲げる事務を受託することができる。)に掲げる事務を受託することができる。

第二節 個人型年金加入者等

第五十七条 連合会は、個人型年金規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ。

2 前項の規定は、前項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。

(前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。)をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

第六十二条 連合会は、個人型年金規約の変更(個人型年金加入者)に掲げる場合を除く。)に掲げる事務を受託することができる。

2 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

三 第六十四条第二項の規定により個人型年金運用指団者となつたとき。

二 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。

一 死亡したとき。

四 保険料免除者となつたとき。

五 農業者年金の被保険者となつたとき。

こととする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

六 個人型年金の給付 (第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換され

て准用する。)

(個人型年金規約の見直し)

第五十九条 連合会は、少なくとも五年ごとに、個人型年金加入者数の動向、企業型年金の実施の状況、国民生活の動向等を勘案し、個人型年金規約の内容について再検討を加え、必要があると認めるとときは、個人型年金規約を変更しなければならない。

第二款 運営管理業務の委託等

(運営管理業務の委託)

第六十条 連合会は、政令で定めるところにより、運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による委託に係る契約の締結を拒絶してはならない。

3 確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

4 前三项に定めるものほか、運営管理業務の委託に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務の委託)

第六十一条 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。

一 次条第一項の申出の受理に関する事務

二 第六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の届出の受理に関する事務

三 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者(企業型年金加入者掛け金を拠出する企業型年金加入者その他政令で定める者(第四項第六号において「企業型掛け金拠出者等」という。)を除く。)にかかるわらず、個人型年金加入者としない。

四 国民年金法第七条第一項第二号に規定する第三号被保険者(企業型年金加入者掛け金を拠出する企業型年金加入者その他政令で定める者を除く。)にかかるわらず、個人型年金加入者は、前項の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかるわらず、個人型年金加入者としない。

五 第二号被保険者(企業型年金加入者掛け金を拠出する企業型年金加入者その他政令で定める者を除く。)にかかるわらず、個人型年金加入者としない。

二 国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者

二 国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者

三 個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者

三 個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者

四 个人年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者

四 个人年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者

五 その他厚生労働省令で定める事務(個人型年金加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛け金の額が第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることの確認に関する事務を除く。)

2 に個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日(第一号に該当するに至つたときは、その翌日とし、第四号に該当するに至つたときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とし、第六号(企業型年金加入者掛け金を拠出する企業型年金加入者に限る。)に該当するに至つたときは、企業型年金加入者掛け金を拠出した月の初日とする。)に個人型年金加入者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。

三 第六十四条第二項の規定により個人型年金運用指団者となつたとき。

四 保険料免除者となつたとき。

五 農業者年金の被保険者となつたとき。

入者及び個人型年金運用指図者を除く。)が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したときは、連合会は、当該資格を取得した者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

4 甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、前三項の規定により当該企業型記録関連運営管理機関等に係る者の個人別管理資産が甲企業型年金の資産管理機関に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が甲企業型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換があつた場合の運用の指図の特例)

(企業型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換があつた場合の運用の指図の特例)

第八十一条 前条第一項から第三項までの規定により移換される個人別管理資産がある場合における第二十五条の二の規定の適用については、同条第三項中「及び同日後」とあるのは、「同日後」と、「をいう」とあるのは、「及び同日後」に第十八条第一項から第三項までの規定により移換される個人別管理資産について運用の指図が行われていないものをいう」とする。

(個人型年金加入者となつた者等の個人別管理資産の移換)

第八十二条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)が連合会に対し、その個人別管理資産の移換の申出をした場合であつて、当該移換の申出と同時に第六十二条第一項若しくは第六十四条第二項の規定による申出をしたとき、又は個人型年金加入者若しくは個人型年金運用指図者であるときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

連合会は、前項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

(個人型年金加入者となつた者等の個人別管理資産の移換があつた場合の運用の指図の特例)

第八十二条の二 第二十五条の二の規定は、前条第一項の規定により移換される個人型年金加入者の個人別管理資産がある場合について準用する。この場合において、第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛金等」とあるのは、「第八十二条第一項の規定により移換される個人型年金加入者の個人別管理資産」と読み替えるものとする。

(その他の者の個人別管理資産の移換)

第八十三条 企業型年金の資産管理機関は、次に掲げる者(当該企業型年金に個人別管理資産が

ある者に限る。)の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

一 当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて、その個人別管理資産が当該企

業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月以内に第五十四条の四、第五十四条の五、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定によつて六月以内に第五十四条の四、第五十四条の五、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により移換されなかつたもの

(当該企業型年金の企業型年金加入者等であつた者び次号に掲げる者を除く。)

二 当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であつた者であつて、その個人別管理資産が当該企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算

して六月以内に第五十四条の四、第五十四条の五、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により移換されなかつたもの

当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定により当該企業型記録関連運営管理機関等に係る者の個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、当該個人別管理資産が連合会に移換された旨を公告しなければならない。

(事業主への資産の返還)

第八十四条 企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者について返還資産額があるときは、その者に係る第五十四条の四、第五十四条の五、第八十条、第八十二条若しくは前条又是

中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により当該企業型年金の資産管理機関が移換すべき個人別管理資産は、当該返還資産額を控除し

た額に相当する資産とする。

企業型年金の資産管理機関は、前項に規定する場合においては、返還資産額に相当する金額を当該返還資産額に係る事業主に返還するものとする。

(政令への委任)

第八十五条 この章に定めるもののほか、個人別管理資産の移換に関する必要な事項は、政令で定める。

第五章 確定拠出年金についての税制上の措置等

(税制上の措置)

第八十六条 確定拠出年金運営管理機関登録についての税制上の措置等

第一項 各号に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録に登録しなければならない。

二 登録年月日及び登録番号

三 主務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

四 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関登録簿を一般的な閲覧に供しなければならない。

五 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとときは、その登録を拒否しなければならない。

六 法人でない者

七 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

八 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

九 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

十 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

十一 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

十二 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

十三 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 主務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

四 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関登録簿を一般的な閲覧に供しなければならない。

五 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとときは、その登録を拒否しなければならない。

六 法人でない者

七 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

八 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

九 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

十 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

十一 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

十二 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

十三 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

十四 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

十五 第百四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

(廃業等の届出等)

第九十三条 確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該確定拠出年金運営管理機関の登録は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至つた日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人を代表する役員

二 破産手続開始の決定により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人の破産管財人

三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人の清算人

四 確定拠出年金運営管理業を廃止したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人を代表する役員

五 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人の清算人

六 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人の清算人

第二節 業務

(標識の掲示等)

第九十四条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定める様式の標識について、営業所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

第九十五条 確定拠出年金運営管理機関は、自己の名義をもつて、他人に確定拠出年金運営管理業を営ませてはならない。

(書類の閲覧)

第九十六条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務の状況を記載した書類を営業所ごとに備え置き、加入者等の求めに応じ、これを閲覧させなければならぬ。ない。

(加入者等の運用の指図に資する措置)

第九十七条 確定拠出年金運営管理機関は、事業主又は連合会の委託を受けて、第二十二条第一

項（第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を行うことができる。

(業務の引継ぎ)

第九十八条 確定拠出年金運営管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、委託又は再委託を受けた運営管理業務の全部又は一部を当該運営管理業務を承継する他の確定拠出年金運営管理機関に引き継がなければならない。

一 第七条第一項若しくは第六十条第一項若しくは第三項の規定による運営管理業務の委託に係る契約（以下「運営管理契約」という。）の変更又は解除があつたとき。

二 第六十五条の規定による指定の変更があつたとき。

三 第九十三条の規定により登録が効力を失つたとき。

四 第百四条第二項の規定により登録が取り消されたとき。

五 第九十九条の規定により登録が取り消されたとき。

六 第一百零一条の規定により登録が取り消されたとき。

七 第一百零二条の規定により登録が取り消されたとき。

八 第一百零三条の規定により登録が取り消されたとき。

九 第一百零四条の規定により登録が取り消されたとき。

十 第一百零五条の規定により登録が取り消されたとき。

十一 第一百零六条の規定により登録が取り消されたとき。

十二 第一百零七条の規定により登録が取り消されたとき。

十三 第一百零八条の規定により登録が取り消されたとき。

務に關し生じた加入者等の利益に追加するため、当該加入者等又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること（自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。）

四 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であつて、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事實を告げず、又は不実のことを告げるこど。

五 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもつて、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。

六 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること（当該確定拠出年金運営管理業以外の事業を當む者として行うことを明示して行う場合を除く。）。

七 前各号に掲げるもののほか、加入者等の保護に欠け、若しくは確定拠出年金運営管理業の公正を害し、又は確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのあるものとして主務省令で定める行為。

八 第九十二条第一項の登録を受けたとき。

九 第九十三条の規定により登録が取り消されたとき。

十 第一百零一条の規定により登録が取り消されたとき。

十一 第一百零二条の規定により登録が取り消されたとき。

十二 不正の手段により第八十八条第一項の登録を受けたとき。

十三 第九十二条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

十四 確定拠出年金運営管理業の継続が困難であると認めるとき。

十五 第九十二条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

十六 第九十二条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

十七 第九十二条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

十八 第九十二条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

(確定拠出年金運営管理機関に対する監督)

第一百四条 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関の業務の運営に關し、加入者等の利益を害す事実があると認めるときは、加入者等の保護のため必要な限度において、当該確定拠出年金運営管理機関に對し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

二 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関が次各号のいずれかに該当するときは、六月以内に期間を定めて確定拠出年金運営管理業の全部の停止を命じ、又は第八十八条第二項の登録を取り消すことができる。

三 その行う確定拠出年金運営管理業に關して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。

四 確定拠出年金運営管理業の継続が困難であると認めるとき。

五 確定拠出年金運営管理機関は、第九十三条の規定により登録が取り消されたとき。

六 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

七 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

八 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

九 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十一 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十二 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十三 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十四 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十五 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(確定拠出年金運営管理機関に対する監督)

第一百四条 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関の業務の運営に關し、加入者等の利益を害す事実があると認めるときは、加入者等の保護のため必要な限度において、当該確定拠出年金運営管理機関に對し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

二 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関が次各号のいずれかに該当するときは、六月以内に期間を定めて確定拠出年金運営管理業の全部の停止を命じ、又は第八十八条第二項の登録を取り消すことができる。

三 その行う確定拠出年金運営管理業に關して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。

四 確定拠出年金運営管理業の継続が困難であると認めるとき。

五 確定拠出年金運営管理機関は、第九十三条の規定により登録が取り消されたとき。

六 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

七 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

八 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

九 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十一 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十二 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十三 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十四 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十五 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(確定拠出年金運営管理機関に対する監督)

第一百四条 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関の業務の運営に關し、加入者等の利益を害す事実があると認めるときは、加入者等の保護のため必要な限度において、当該確定拠出年金運営管理機関に對し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

二 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関が次各号のいずれかに該当するときは、六月以内に期間を定めて確定拠出年金運営管理業の全部の停止を命じ、又は第八十八条第二項の登録を取り消すことができる。

三 その行う確定拠出年金運営管理業に關して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。

四 確定拠出年金運営管理業の継続が困難であると認めるとき。

五 確定拠出年金運営管理機関は、第九十三条の規定により登録が取り消されたとき。

六 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

七 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

八 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

九 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十一 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十二 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十三 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十四 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十五 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(確定拠出年金運営管理機関に対する監督)

第一百四条 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関の業務の運営に關し、加入者等の利益を害す事実があると認めるときは、加入者等の保護のため必要な限度において、当該確定拠出年金運営管理機関に對し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

二 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関が次各号のいずれかに該当するときは、六月以内に期間を定めて確定拠出年金運営管理業の全部の停止を命じ、又は第八十八条第二項の登録を取り消すことができる。

三 その行う確定拠出年金運営管理業に關して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。

四 確定拠出年金運営管理業の継続が困難であると認めるとき。

五 確定拠出年金運営管理機関は、第九十三条の規定により登録が取り消されたとき。

六 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

七 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

八 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

九 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十一 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十二 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十三 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十四 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十五 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(確定拠出年金運営管理機関に対する監督)

第一百四条 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関の業務の運営に關し、加入者等の利益を害す事実があると認めるときは、加入者等の保護のため必要な限度において、当該確定拠出年金運営管理機関に對し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

二 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関が次各号のいずれかに該当するときは、六月以内に期間を定めて確定拠出年金運営管理業の全部の停止を命じ、又は第八十八条第二項の登録を取り消すことができる。

三 その行う確定拠出年金運営管理業に關して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。

四 確定拠出年金運営管理業の継続が困難であると認めるとき。

五 確定拠出年金運営管理機関は、第九十三条の規定により登録が取り消されたとき。

六 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

七 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

八 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

九 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十一 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十二 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十三 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十四 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

十五 確定拠出年金運営管理機関は、前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

号に定める日前までの間における第六十二条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「第九十条の三第一項」とあるのは「第九十条の二第一項」と、「されている者及び第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者」とあるのは「されている者」と、同条第三項第六号中「若しくは第九十条の三第一項」とあるのは「又は第九十条の二第一項」と、「されたとき、又は第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき」とあるのは「されたとき」とあるのは「されたとき」とする。

施行日から平成十四年三月三十一日までの間ににおける第七十九条第一項の規定の適用については、同項中「第一百五条（第二項（第十二条第二項を準用する部分を除く。）及び第五項を除く。）」とあるのは、「第一百五条」とする。

（脱退一時金）

第二条の二 当分の間、次の各号のいずれにも該当する企業型年金加入者であった者又は第一号及び第三号並びに次条第一項各号（第七号を除く。）のいずれにも該当する企業型年金加入者であつた者は、当該企業型年金の企業型記録閲覧運営管理機関等に、脱退一時金の支給を請求することができる。

一、企業型年金加入者、企業型年金運用指団者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指団者でないこと。

二、当該請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。

三、最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過していないこと。

前項の請求があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該企業型記録閲覧運営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

脱退一時金の額は、第一項の請求をした者の個人別管理資産額として政令で定める額とする。

4 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指団者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指団者期間は、第三十三条第二項の規定に

5 企業型年金加入者であつた者が第一項の請求をした場合における第八十三条第一項第一号の規定の適用については、同号中「六月以内」とあるは、「六月以内」(当該企業型年金加入者であつた者が附則第二条の二第一項の請求をしてた日の属する月の初日から同条第二項の裁定を受けた日の属する月の末日までの期間を除く。)とする。

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。
一 六十歳未満であること。
二 企業型年金加入者でないこと。
三 第六十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと。
四 国民年金法附則第五条第一項第三号に掲げる者に該当しないこと。
五 障害給付金の受給権者でないこと。
六 その者の通算拠出期間(企業型年金加入者期間)第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む)及び個人型年金加入者期間(個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者についてでは、当該期間を含む)を合算した期間をいう。が政令で定める期間内である」と又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。

七 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していないこと。

八 前項の請求があつたときは、連合会は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関の裁定に基づき、個人型年金運用指図者以外の者にあつては自己の裁定に基づき、その請求をした者に脱退一時金を支給する。
九 企業型年金加入者であつた者(個人型年金運用指図者を除く。)は、第一項の請求は、第六十四条第二項の申出と同時にを行うものとする。

4 個人別管理資産額として政令で定める額とする。

5 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指団者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指団者期間は、第三十三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の通算加入者等期間間に算入しない。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一三年六月六日法律第三十
二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、附則第十八条及び第三十七条の規定は公布の日から、附則第三十八条の規定は平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月一五日法律第五
〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一三年六月一九日法律第十九
一条) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則		(平成一四年七月三日法律第十九号)
(施行期日)		八号抄
第一條 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		第一項
第一項 第二章第一節(別表第一から別表第四までを含む)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定(公布の日確定拠出年金法の一部改正に伴う経過措置)		第一項
第三十七条 公社は、施行日において確定拠出年金法第八十八条第一項の登録を受けたものとなす。		第三十七条
2 公社は、施行日から一月以内に、前項の規定により登録を受けたものとみなされる確定拠出年金法第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業について、同法第八十九条第一項各目に掲げる事項を記載した書類その他厚生労働大臣令・内閣府令で定める書類を厚生労働大臣及び内閣総理大臣に提出するものとする。		第二項
3 内閣総理大臣は、前項の規定による権限を全般に委任する。		第三項
4 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。		第四項
(罰則に関する経過措置)		第五項
第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされることは、この附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。		第六項
(その他の経過措置の政令への委任)		第七項
第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。		第八項
(施行期日)		第九項
附 則 (平成一六年六月二日法律第七十号抄)		第十項

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条

第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築士法、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外國証券業者に関する法律、積立宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化に関する法律、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律、債権管理回収業に関する特別措置法、新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、著作権等管理制度法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るプロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、信託業法及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらとの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一一日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ當該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第八条、第十五条、第二十二条、第二十八条、第三十二条、三十六条、第三十九条、第四十二条、第四十四条の二、第四十六条及び第五十二条並びに附則第四十四条、第十七条から第二十四条まで、第三十四条から第六十条まで、第五十七条、第五十八条及び第六十一条から第六十四条まで

二 第九条、第十六条、第二十条、第二十三条、第二十九条、第三十七条、第四十条及び第五十条並びに附則第三十九条、第四十一条、第五十九条及び第六十七条から第七十二条までの規定

三 第四条、第十二条、第十八条、第四十二条、第四十三条、第四十八条及び第五十条並びに附則第九条第二項、第十条、第十三条第

四 第四十二条、第五十六条の表、平成十八年六月、第十四条、第五十六条の表、平成十八年六月、第十九条、第四号に掲げる規定の施行の年度(附則第一条の四号に掲げる規定の施行の年度の属する月以後の期間に限る。)から特定

年の前年度までの各年度の項及び第六十五

条の規定 平成十八年七月一日

(検討)

二 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

三 第三条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

四 第四条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

五 第五条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

六 第六条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

七 第七条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

八 第八条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

九 第九条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

十 第十条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

十一 第十一条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

十二 第十二条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

十三 第十三条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

十四 第十四条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

十五 第十五条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

十六 第十六条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

十七 第十七条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

十八 第十八条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

十九 第十九条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

二十 第二十条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

二十一 第二十一条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

二十二 第二十二条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

二十三 第二十三条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

二十四 第二十四条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

二十五 第二十五条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

二十六 第二十六条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

二十七 第二十七条 政府は、社会保険制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

用する場合を含む。)に掲げる運用の方法を運用の方法とする運用の指図は、第一百八条の規定による改正後の確定拠出年金法(以下この条において「新法」という。)第二十五条第一項(新法第七十三条において準用する場合を含む。)の規定による新法第二十三条第一項第一号部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日(以下「施行日」という。)から施行する。

(附則) (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第二百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法の相当する規定にて同じ。の規定によつてした処分、手続その他他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものとみなす。

第二百二十三条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に該当するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(他の法律の適用による経過措置)

第二百二十四条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(他の経過措置の政令への委任)

第二百二十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(附則) (平成一七年四月一日法律第二五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(附則) (平成一七年四月一日法律第二五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(附則) (平成一七年四月一日法律第二五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(附則) (平成一七年四月一日法律第二五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

法第四十八条の二の項の改正規定を除く)、同法附則第四十条第二項及び第四十一条第二号の改正規定、同法附則第四十九条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第五十二条、第五十三条、第五十七条から第五十九条まで、第七十一条第二項及び第九十三条の改正規定、第二十六条中独立行政法人農業者年金基金法第十一条、第十三条及び第四十五条第一項の改正規定、同法附則第二条第一項の改正規定(「当分の間」の下に「第二十八条第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く)、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第三条第一項の改正規定(「当分の間」の下に「第三十一条第一項の規定にかかわらず」を加える部分及び「第三十一条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める部分を除く)、並びに同条第二項の改正規定、附則第二十六条、第二十九条から第三十三条まで及び第八十九条から第九十一条までの規定並びに附則第九十二条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の七十七の四の項の改正規定 令和四年五月一日

から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号)第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項(次項及び第四項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、前条第八号に掲げる規定の施行後五年を目途として、当該規定による改正後の確定拠出年金法の施行の状況等を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(確定拠出年金法による老齢給付金に関する経過措置)

第二十七条 第二十二条の規定による改正後の確定拠出年金法第三十三条(同法第七十三条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日の前日において、七十歳に達していない者について適用する。

(確定拠出年金法による脱退一時金に関する経過措置)

第二十八条 第二十二条の規定による改正後の確定拠出年金法附則第三条の規定は、第五号施行日前に既に企業型年金加入者(確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。以下同じ。)又は個人型年金加入者(確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。附則第三十二条において同じ。)の資格を喪失している者についても、適用する。

(確定拠出年金の加入者の資格に関する経過措置)

第二十九条 附則第一条第七号に掲げる規定の施行の際現に企業型年金(確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。)の老齢給付金(同法第二十八条第一号の老齢給付金を

（企業型年金加入者であつた者の個人別管理資産の企業年金連合会への移換に関する経過措置）

第三十条 第七号新確定拠出年金法第五十四条の規定は、第七号施行日以後に第七号新確定拠出年金法第十一条の規定により企業型年金加入者の資格を喪失した者について適用する。

（第七号新確定拠出年金法による脱退一時金に関する経過措置）

第三十一条 第七号新確定拠出年金法附則第二条の規定は、第七号施行日前に既に企業型年金加入者の資格を喪失している者についても、適用する。

（企業型年金加入者であつた者の個人別管理資産の存続連合会への移換に関する経過措置）

第三十二条 第七号新確定拠出年金法附則第三条の規定は、第七号施行日前に既に企業型年金加入者は個人型年金加入者の資格を喪失している者についても、適用する。

（第七号新確定拠出年金法第十一条の規定により企業型年金加入者の資格を喪失した者について適用する。）

（第三十三条 第二十四条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する第七号新確定拠出年金法第五十四条の第五項の規定は、第七号施行日以後に第七号新確定拠出年金法第十一条の規定により企業型年金加入者の資格を喪失した者について適用する。）

（罰則に関する経過措置）

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（受給権の保護の例外に関する経過措置）

第八十条 この法律の施行の際に担保に供されている年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

附則第三十六条第一項、第七十条第一項及び第七十一条第一項に規定する申込みに係る年金

3
ある給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後もなお従前の例により担保に供することができる。

附則第五十五条の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第二百二十二条の規定により附則第六十九条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付（平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項及び第六十五条第一項に規定する年金たる給付に限る。）を受ける権利については、第十四条の規定による改正前の厚生年金保険法第十一条第一項の規定は、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。